

平成 20 年 4 月 20 日改正

平成 14 年 10 月 4 日制定

日本地域学会機関誌等審査料に関する細則

(目的、親規程)

第1条 この細則は、日本地域学会（以下、本学会）機関誌等審査料規程第9条に基づき、同第2条第1項に規定する審査料（以下、審査料）の金額について定める。

(審査料の金額)

第2条 当分の間、審査料の金額を 20,000 円とする。

(改正)

第3条 この細則は、本学会理事会の議を経て改正することができる。

附則

この細則は、制定と同時に施行する。

附則（平成 20 年 4 月 20 日改正）

この細則は、制定の日より施行し、この日以前において日本地域学会事務局が受理している投稿論文等については、この細則による改正前の細則を適用する。